

## 議会運営委員会

令和8年8月28日（金曜日）午前9時59分開会

### 出席委員（8名）

|     |      |
|-----|------|
| 委員長 | 森本彰伸 |
| 委員  | 相馬剛  |
| 委員  | 星野健二 |
| 委員  | 平山武  |

|      |      |
|------|------|
| 副委員長 | 田村正宏 |
| 委員   | 林美幸  |
| 委員   | 小島耕一 |
| 委員   | 中村芳隆 |

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

|    |      |
|----|------|
| 議長 | 齊藤誠之 |
|----|------|

|     |      |
|-----|------|
| 副議長 | 齋藤寿一 |
|-----|------|

### 説明のための出席者（8名）

|        |        |
|--------|--------|
| 市長     | 渡辺美知太郎 |
| 総務部長   | 増渕剛    |
| 総務課長補佐 | 関谷和俊   |
| 行政係主査  | 生駒桜    |

|       |      |
|-------|------|
| 副市長   | 藤田一彦 |
| 総務課長  | 佐藤吉将 |
| 行政係長  | 三宅和幸 |
| 行政係主任 | 荒井祐太 |

### 出席議会事務局職員

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 事務局長            | 平井克巳  |
| 議事課長補佐<br>兼庶務係長 | 佐藤久美子 |
| 書記              | 黒沢大輔  |

|        |       |
|--------|-------|
| 議事課長   | 岩波ひろみ |
| 議事調査係長 | 石田篤志  |

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
  - ・委員長
  - ・議長
  - ・市長
3. 協議事項

(1)令和 8 年 9 月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

○市長提出案件…………… 3 9 件

- ・ 人事案件…………… 件
- ・ 条例案件…………… 9 件
- ・ 補正予算案件…………… 8 件
- ・ 契約の締結案件…………… 3 件
- ・ 財産の取得案件…………… 2 件
- ・ 剰余金の処分案件…………… 2 件
- ・ 決算認定案件…………… 8 件
- ・ 報告案件…………… 7 件
- (即決案件)…………… 件
- (追加案件)…………… 件

○議会提出案件…………… 1 件

- ・ 特別委員会の設置…………… 1 件
- (即決案件)…………… 件
- (追加案件)…………… 件

②議案に対する質疑・討論について

③会派代表質問（通告会派 1 会派）について

④市政一般質問（通告者 1 6 人）について

⑤会議日程について

○会議日程は 9 月 4 日（金）から 月 日（ ）までの 日間

○日程（別紙案）

(2) 9 月定例会議の対応について

○別紙資料参照

(3)請願・陳情等の取り扱いについて

○新規に受理した請願・陳情…………… 3 件（別紙請願・陳情等文書表）

(4)那須塩原市国土強靱化地域計画の改訂に関する取り扱いについて

(5)会派代表質問における「一括質問一括答弁方式」の試行的導入について

(6)議員研修のアンケート結果について

(7)その他

次回開催

議会運営委員会 月 日（ ）

4. 閉 会

開会 午前 9時59分

◎開会の宣告

○森本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会させていた  
だきたいと思います。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○森本委員長 （挨拶。）

—————◇—————

◎議長挨拶

○森本委員長 続きまして、議長から御挨拶お願い  
いたします。

○齊藤議長 （挨拶。）

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○森本委員長 では、続きまして、市長から御挨拶  
いただきます。

○渡辺市長 （挨拶。）

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎協議事項

○森本委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

令和8年9月那須塩原市議会定例会議について、  
まずは①の提出案件についてを議題といたします。  
市長提出案件について執行部から説明をお願い

いたします。

総務部長。

○増淵総務部長 おはようございます。

令和8年9月那須塩原市議会定例会議に提出を  
予定しております市長提出案件につきまして、御  
説明を申し上げます。

今回、提出予定しております案件は、ただいま  
市長が申し上げましたとおり39件となります。各  
案件の取扱いについて御審議くださいますよう  
よろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会において説明を行  
った案件につきましては、本日説明を省略させて  
いただきます。よろしくお願いいたします。

また、付議事件の一覧表をお配りしております  
ので、件名の読み上げは省略させていただきまし  
て、表の番号と議案番号のみを申し上げます。

初めに、番号1、議案第49号から番号9、議案  
第57号までの条例の制定及び改正案件9件を提出  
いたします。

次に、番号10、議案第58号から番号17、議案第  
65号までの令和8年度補正予算案件8件を提出い  
たします。

次に、番号18、議案第66号から番号20、議案第  
68号までの契約の締結案件3件を提出いたします。

次に、番号21、議案第69号及び番号22、議案第  
70号の財産の取得案件2件を提出いたします。

次に、番号23、議案第71号及び番号24、議案第  
72号の未処分利益剰余金の処分案件2件を提出い  
たします。

こちら、初めに、番号23は、令和7年度那須塩  
原市水道事業会計の決算における未処分利益剰余  
金3億4,955万2,934円の処分について、このうち  
2億6,371万4,051円を建設改良積立金に積み立て、  
残る8,583万8,883円を資本金に組み入れること  
について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基

づき議会の議決を求めるものであります。

次に、番号24は、令和7年度那須塩原市下水道事業会計の決算における未処分利益剰余金5億1,376万6,506円の処分について、このうち1,573万7,156円を資本的収支不足額に補填するほか、2億3,785万81円を減債積立金に積み立て、残る2億6,017万9,269円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、番号25、認定第1号から番号32、認定第8号までの令和7年度決算認定案件8件を提出いたします。

次に、番号33、報告第20号でございます。本件は那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事、塩原地区落石防護施設設置事業及び大山小学校体育館改築工事に係る令和7年度那須塩原市一般会計継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

那須塩原クリーンセンター基幹的設備改良工事については、令和4年度から実施しており、全体計画額52億300万円に対して、実績額も同様の52億300万円となったものです。

塩原地区落石防護施設設置事業については、令和6年度から実施しており、全体計画額5億3,233万円に対して、実績額5億770万5,000円となったものです。

大山小学校体育館改築工事については、令和6年度から実施しており、全体計画額8億541万4,000円に対して、実績額8億538万7,000円となったものです。

次に、番号34、報告第21号及び番号35、報告第22号の専決処分の報告案件2件を提出いたします。

まず、番号34は、令和8年4月8日、那須塩原市千本松地内において、市道敷内での倒木により、相手方が所有する金網フェンスを損傷させたもの

です。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金41万8,000円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、番号35につきましては、過日の議員全員協議会での説明で申し上げましたとおりでございます。

次に、番号36、報告第23号、健全化判断比率等の報告案件1件でございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、番号37、報告第24号でございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和7年度に教育委員会が実施した教育行政に関する主な取組内容の成果等に関し、点検及び評価を行った結果について報告するものであります。

最後に、番号38、報告第25号及び番号39、報告第26号の放棄した市債権等の報告案件2件でございます。

これら2件は、那須塩原市債権管理条例第14条第1項の規定により、市債権等を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、番号38は、令和7年度那須塩原市一般会計における市債権等を放棄したもので、放棄した市債権等は公営住宅使用料4件、56万55円及び青木ふるさと物産センター使用料13件、287万1,700円であります。

次に、番号39は、令和7年度那須塩原市水道事業会計における市債権等を放棄したもので、放棄した市債権等は、水道料金152件、60万350円及び

手数料 2 件、2,000 円であります。

以上、報告案件 7 件を提出いたします。

以上申し上げました 39 件の案件につきまして、  
市議会定例会議への提出を予定しております。

よろしくお願い申し上げます、市長提出案件  
の説明とさせていただきます。

○森本委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 即決案件はございますか。

総務部長。

○増淵総務部長 お配りしてあります付議事件一覧  
表を御覧いただきたいと思います。即決をお願い  
したい案件につきましては、グレーに網かけをし  
ております案件、上から 4 件でございます。

初めに、番号 10 ですが、議案第 58 号の 1 件につ  
きましては、物価高騰対策の効果を早期に発揮さ  
せるため、即決でお願いしたいと思います。

次に、番号 18、議案第 66 号から番号 20、議案第  
68 号までの契約の締結案件 3 件は、三島中学校教  
室棟の長寿命化改修工事に当たり、速やかに工事  
着工につなげるため、9 月の大型連休を活用し、  
引越し等の事前準備を行いたいと考えておりま  
すことから即決でお願いするものです。

以上、4 件の案件につきまして、即決案件とし  
ていただきたくお願い申し上げます。

○森本委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、  
質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑ございませんか、よろしいで  
すか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑がないようですので、議案の取

扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました番号 10 の補正予算案  
件 1 件及び番号 18 から番号 20 までの契約の締結案  
件 3 件については、即決扱いすることで異議ござ  
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように  
取り扱います。

また、ただいまの即決案件 4 件及び番号 33 から  
39 の報告案件 7 件を除く 28 件の議案につきまして  
は、各常任委員会へ付託することで異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように  
取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○増淵総務部長 追加議案といたしましては、最大  
で 3 件予定してございます。

初めに、番号 40、同意第 6 号でございます。

本案は、本年 4 月以降、副市長については藤田  
副市長の 1 人体制となっていました、山積する  
諸課題に対応するため、丸山永氏を令和 8 年 10 月  
1 日付で副市長として選任し、副市長を 2 人体制  
といたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき議  
会の同意を求めるものであります。

なお、本件につきましては人事案件につき、即  
決案件として取扱いをお願いします。

次に、番号 41、議案第 73 号及び番号 42、議案第  
74 号の令和 8 年度補正予算案件 2 件でございます。

初めに、番号 41 は、過日の議員全員協議会で御  
説明申し上げました一般会計補正予算（第 6 号）  
でございます。

先に提出します物価高騰対策に係る一般会計補  
正予算（第 5 号）の採決後に通常の委員会付託議

案として提出したいと考えております。

次に、番号42は、新庁舎建設工事に係る継続費予算に不足が生じていることから、今後速やかに建設工事に着手していくための調整を行うほか、所要の補正を行うものでございます。

なお、現在、工事費等の精査を行っているところでございますが、準備が整いましたら、先に提出する一般会計補正予算（第6号）の採決後に追加議案として提出したいと考えてございます。

以上、3件の議案を追加上程させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森本委員長 ただいまの追加案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑がないようですので、追加案件取扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明ありました追加予定案件のうち、番号40の同意案件につきましては、先例に基づき、委員会付託を省略し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号41及び番号42の補正予算案件2件の取扱いについてお諮りいたします。

まず、番号41の補正予算案件につきましては、予算常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号42の補正予算案件につきましては、まだ内容が確定していないため、上程され、提案理由の説明を受けた後に改めて議会運営委員会を開き、取扱いを決めることとすることで異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されているものはございますか。

課長。

○岩波議事課長 議会提出案件としまして、発議第3号 決算審査特別委員会の設置についてということで、1件でございます。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの議会提出案件につきましては、初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出の追加案件はありますか。

課長。

○岩波議事課長 議会の追加案件としまして、発議第4号 議員の派遣について及び請願・陳情の結果によりまして意見書等の提出が想定されます。この後、請願・陳情等の取扱いについての協議の中で内容の御説明をいたしますが、本定例会議に合わせて陳情3件の提出がございました。取扱いにより審査となった場合、その結果によりましては意見書等の提出が予想されます。

以上、最大4件でございます。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対し、質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

議員の派遣については、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 また、請願・陳情の審査結果等によりましては意見書等の提出が予想されます。その場合には最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、2、議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり、一問一答方式により、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対5人までとしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、会派代表質問についてお諮りいたします。  
今回、1会派からの通告がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1会派70分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、市政一般質問についてお諮りいたします。

今回、16名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、会議日程についてを議題といたします。

別紙に日程がありますので、事務局から説明をお願いします。

課長。

○岩波議事課長 会議日程について御説明いたします。

ただいま配信されました資料の令和8年9月那須塩原市議会定例会議会日程（案）を御覧ください。

期間は、9月4日金曜日から9月30日水曜日までの27日間の予定としております。

休会を除いて日にち順に御説明いたします。

初日、9月4日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案の採決、決算審査特別委員会の設置を予定しております。

次に、7日は開会時間を9時25分とし、会派代表質問を1会派行う予定としております。

なお、午後5時を質疑通告書の締切りとしております。

次に、8日から11日までは市政一般質問をそれぞれ4人ずつ行う予定としております。

次に、14日は議案質疑、請願・陳情の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、15日から18日までは各常任委員会等による付託議案等審査の予定としております。

なお、18日は午後5時を討論通告書の締切りとしております。

次に、29日は議員全員協議会を午前10時から、予算常任委員会全体会を午後1時30分から、決算審査特別委員会全体会を午後2時30分から行う予定としております。

最後に、30日は各委員長報告、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

説明は以上です。

○森本委員長 ただいま事務局より説明がありましたが、改めて申し上げます。

会議日程については別紙のとおり、9月4日金曜日から9月30日水曜日までの27日間とし、会派代表質問1会派については9月7日に、市政一般質問16人については9月8日、9日、10日、11日の4日間に4人ずつとし、議案質疑は14日に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、質疑通告書の提出期限については、9月7日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については、9月18日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

なお、9月29日火曜日の午前10時から議員全員協議会を、午後1時半から予算常任委員会全体会を、午後2時30分から決算審査特別委員会全体会を予定しておりますので、お含みいただきたいと思います。

以上で(1)の協議事項は全て終了しました。

次第にはございませんが、今定例会について、その他として執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 いいですか。

それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)9月定例会議の対応についてに入ります。資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

書記。

○黒沢書記 9月定例会議の対応について御説明いたします。

配信しました資料のほうを御覧ください。

1番から5番までの項目につきましては、これまでと同様の扱いとなりますので、細かい説明のほうは省略させていただきます。

6番の委員会の場所につきまして、こちら御覧のと通りの会場となっております。

福祉教育常任委員会と建設経済常任委員会につきましては、執行部の収容人数の関係で、日によって会場が異なりますので御注意いただければと思います。

また、総務企画常任委員会につきましては、18日に第1委員会室ということで記載がございますが、こちらは陳情の審査が付託された場合、各参考人の招致を行う場合にはこの日程になる可能性

があるということで記載をさせていただいております。

また、那須塩原駅周辺まちづくり特別委員会につきましては、18日に303会議室のほうで審査を予定してございます。

続けて申し上げます。

それでは、7番目、予算常任委員会全体会、決算審査特別委員会全体会及び9月定例会議中の議員全員協議会につきましては、予算常任委員会及び決算審査特別委員会全体会については303会議室で行う予定としてございます。また、9月定例会議中の議員全員協議会については、これまで同様、本会議場にて行う予定となっております。

また、8番目の牛柄はっぴの着用について御説明いたします。

今定例会議におきましては、議会の初日、9月4日に議員所有の牛柄はっぴを着用いただきまして、本会議に出席いただく予定となっております。また、はっぴの中の服装に関しましては、議会のポロシャツを着用いただくことになってございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○森本委員長 説明が終わりました。

質疑、御意見等がありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 なければ、ただいまの説明のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議なしと認め、このとおり進めさせていただきます。

次に、次第3、請願・陳情等の取扱いについてを議題といたします。

それでは、陳情第4号の内容等について事務局

から説明願います。

係長。

○石田議事調査係長 それでは、新たに受理された陳情第4号について説明いたします。

先ほど送信した資料のほうを御覧ください。

件名は、医療・介護提供体制の維持に向けた意見書提出を求める陳情になります。

趣旨といたしましては、地域医療・介護体制の持続可能性確保のため、国に対して支援を求める意見書の提出を求めるものでございます。

陳情者は、栃木県民主医療機関連合会会長の関口真紀様となります。

続いて、こちらの陳情の取扱いでございます。

ただいま資料のほうを送信いたします。

こちら、上から2つ目、意見書提出（陳情）というところになります。

フロー図を確認いたしますと、本件は窓口に直接持参されたものになりますので、委員会付託か委員会回付のいずれかとなります。つきましては、どの委員会に付託、あるいは回付とするかについて御協議いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○森本委員長 説明が終わりました。

確認したい点や質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑等はないようですので、取扱いについてお伺いいたします。

陳情第4号について、どのように取り扱うか、御意見をお伺いいたします。

林委員。

○林委員 委員会付託でよいのではないかと思います。

○森本委員長 委員会付託との声がございました。

どの委員会に付託をするか、今、聞くかもしれないですけども。

林委員、どうぞ。

○林委員 福祉教育常任委員会に付託がよいと思います。

○森本委員長 林委員より、福祉教育常任委員会に付託したらどうかという御意見がありました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 ほかに意見がないようなので、陳情第4号については福祉教育常任委員会に付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第5号の内容等について、事務局から説明願います。

係長。

○石田議事調査係長 それでは、こちらも新たに受理された陳情第5号について説明いたします。

先ほどと同様に、請願・陳情等文書表に基づき説明をさせていただきます。

件名は、会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情になります。

趣旨としましては、会計年度任用職員の休暇制度を宇都宮市と同様のものにすることを求めるものになります。

陳情者は全栃木教職員組合執行委員長、谷秀夫様となります。

続きまして、こちらの陳情の取扱いについてでございます。

先ほどのフロー図のほうを確認いたしますと、下から2つ目の欄の陳情のみというようなところになるんですが、本件は同様に窓口に直接持参されたものになります。こちらにも、委員会付託か委員会回付かのいずれかになります。つきましては、どの委員会に付託、あるいは回付とするかに

ついて御協議いただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○森本委員長 説明が終わりました。

確認したい点や質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑等がないようですので、取扱いについてお伺いいたします。

陳情第5号についてどのように取り扱うか、御意見をお伺いします。

相馬委員。

○相馬委員 陳情の内容からしまして、今定例会中に全部の宇都宮市の制度、それから那須塩原市の制度、そういったものを全部比較して、すぐ結論が出せるものではないような気がいたしますので、一応委員会に回付して、その委員会において内容を十分に精査していただいてから、この陳情の取扱いといたしますか、必要があればその委員会からの発議等で対応していくという方向がいいんじゃないかなというふうに、内容を見てみると、広い、会計年度任用職員のということもありますし、有給休暇の取得についてということで、これについて全部の制度の、2週間程度で全部結論を出せるかなと思いましたが、ちょっと思いませんでしたので、委員会回付でいかがかなというふうに思っているところです。

○森本委員長 相馬委員より、委員会回付がいいのではないかという御意見がございました。

ほかに御意見ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ほかに意見がないようなので、陳情第5号については、委員会回付は、これは内容的には総務……。

○相馬委員 何か、総務企画みたいな感じになっていきますよね、さっきの話だとなつてはいるんです

けれども、教職員組合というところからなんですが、内容としてはほぼほぼ学校の先生方の会計年度任用職員に関するものだというところではあるんですが、全体的に会計年度任用職員の休暇についてということなので、総務企画常任委員会いろいろな研究してもらっていいんじゃないかなというふうに思いますが、どうですか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○相馬委員 いいですか。

○森本委員長 陳情第5号については、総務企画常任委員会に回付することで異議ございませんか。

○齊藤議長 ちょっといいですか。

○森本委員長 議長。

○齊藤議長 今の剛さんの言っている案件で、教職員組合という言葉を発しなければそのまま委員会回付は総務でよかったんですけども、会計年度任用職員の学校現場における、だから実際の教員も含めてなんですけれども、かなり働き方についても多分相当差があるので、そういった調査を総務だけでやるべきなのか、課題が重たいのであればその内容も聞かないと、ただ金額だけを上げてくれという話ではないと思うんです。

同じ金額でも結局やらされている内容がどこまでということになると、多局分野というところもあるので、今回回付で別に急ぐ必要ないんであれば、研究テーマとして一部福祉も取り扱ったほうが教育委員会にヒアリングはしやすいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○森本委員長 これは、両方の委員会に回付というのは可能かどうかという部分はどうなんですか。

○齊藤議長 いいと思うんですけれども。

○森本委員長 問題ないか。

○齊藤議長 何なら建設経済に振ってもらってもいいですけども。

○森本委員長 3つでいいですか。

○齊藤議長 だから、全部、会計年度ですから。

○森本委員長 そうだね。

○齊藤議長 そうなんです。だから全体のテーマとしてやれば中身が見えてくるのかなとは思いますがよね。

○森本委員長 相馬委員。

○相馬委員 連合審査をするということですか、それとも別々に回付するのか。

○齊藤議長 どちらでもいいと思いますけれども、日程が全員だと合わないかもしれないので、各分野で任せちゃってもいいんじゃないかという。

後で集めて、最後は総務でいいんじゃないかなと思うんですけれども、お金なので。

○森本委員長 議長からそのような御意見が出ましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

相馬委員。

○相馬委員 今、議長からのお話のように、福祉教育と両方に回付して問題ないということであれば、そのままそれでいいんだと、総務企画と福祉教育委員会に回付するという形で。

〔「そうですね、2つでいいんじゃないですか」と言う人あり〕

○森本委員長 あとはルールの部分なんですけれども、係長、いかがですか。

○石田議事調査係長 できないというルール自体は正直ないと思います。連合審査というものも実際にございますし、回付をそれぞれにされるということであれば問題はない。

○森本委員長 回付なんで、例えば付託となって、この間に結果を出さなきゃいけないというと、いろいろ大変かと思うんですけれども、回付ということで、お互いに研究して、最終的に同じ議会なんで、意見を出し合うというのがいいのかなというふうにも思いますんで。

じゃ、福祉教育常任委員会と総務企画常任委員

会、両方に回付するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、陳情第6号の内容について、事務局から説明願います。

係長。

○石田議事調査係長 それでは、陳情第6号について説明させていただきます。

先ほどと同様に、請願・陳情等文書表によって説明させていただきます。

件名は、非現業の職員の労働基準監督に関する陳情になります。

趣旨といたしましては、市町長の非現業の職員に対する労働基準監督機関としての体制を整備し、学校をはじめとした全ての公務職場で、労働諸法規が順守される職場環境を実現することを求めるものになります。

陳情者は先ほどと同様、全栃木教職員組合執行委員長、谷秀夫様となります。

続いて、こちらの陳情の取扱いについてでございます。

先ほどと同様のフロー図となりますが、こちらも本件につきましては、窓口に直接持参されたものになります。委員会付託か委員会回付のいずれかになっておると思います。つきましては、どの委員会に付託、あるいは回付とするのかについて御協議していただければと思います。

説明以上になります。よろしく願いいたします。

○森本委員長 説明が終わりました。

確認したい点や質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑等がないようですので、取扱い

についてお伺いいたします。

陳情第6号についてどのように取り扱うか、御意見をお伺いします。

相馬委員。

○相馬委員 こちらについても、先ほどの第5号と同様に、まず、市町長の労働基準監督機関としての体制ということになってございますが、これがまず議会で審議できるのかどうかを含めて、いろいろ調査に時間を要するのではないかなというふうにも思いますので、委員会にやっぱり回付して、委員会で様々な点をまず調査研究をしてから、その後の取扱いについてどうするか判断したほうがいいのではないかなというふうには思うんで、委員会回付でいかがかなというふうに思います。

○森本委員長 これもやっぱり何か内容的に、学校が中心の陳情なんですよ。だけれども、非現業の職員の労働基準監督ということで、内容的には総務なんです。

先ほどの議長の意見をそのまま加えると、これも総務と福祉教育両方かなと思うんですけれども。

〔「同じですね」と言う人あり〕

○森本委員長 いかがですか。

〔「構わないです」と言う人あり〕

○森本委員長 では、陳情第6号についてなんだけれども、総務企画常任委員会と福祉教育常任委員会に、これも両方に回付することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第4、那須塩原市国土強靱化地域計画の改訂に関する取扱いについてに入ります。

内容について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○石田議事調査係長 それでは、資料のほうを配信させていただきます。

こちら、国土強靱化地域計画の改訂に関する取扱いについて説明をさせていただきます。

本件につきましては、担当課である危機管理課から相談があったことが経緯となっております。

内容につきましては、資料のとおりなんです、少し詳しく説明させていただきたいと思います。

まず、前提といたしまして、本計画は那須塩原市議会基本条例に基づく議決事件となっております。

このたび、危機管理課のほうから、今回の改訂は計画の本則を変更するものではなく、補助金を受け取るために対象事業を計画の別紙に追記するのみであるので、議決ではなく報告案件にできないかとの相談がございました。

ここでもうちょっと資料のほうを配信させていただきます。

ただいま配信した資料のほうを御覧ください。

黄色に着色されている部分が後ろのほうのページにあると思います。

今回の改訂は、このような別紙への事業の追加にとどまるもので、この追加につきましては、国の補助金、上乗せ等を含みます。こちらのほうを受けるための言わば受皿、こちらを用意するものでございます。実際の事業実施そのものとは切り離して考えているとのことでした。

中身を見てみますと、小中学校の体育館の空調整備事業などになります。

また、こちらの計画につきまして、対象事業の範囲が広いため、今後も同様の改訂が見込まれる可能性があるとお話でございました。

もう一つ、資料のほうを送信いたします。

ただいま配信した資料を御覧ください。

こちら資料にお示しのとおり、議会の議決事件

を定める規定につきましては、字句の修正、その他の軽易な計画変更を除くと規定されております。つきましては、こちらの今回の改訂が字句の修正、その他の軽易な計画変更を除くに該当するもの、すなわち軽易な変更として取り扱って、議決を省略してよいか皆様に御協議をお願いいたします。

なお、最初の資料の2、その他につきましては、議決対象となっていない計画についての基準等の一部を参考までに記載したものでございますので、ここでの説明は割愛させていただきたいと思います。

委員の皆様の中には、今後も同様のケースが想定されるのであれば、今回のようなパターンをあらかじめ議決対象外とするよう、規定そのものを改正してはどうかとお考えの方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、こちらを明文化して、議決対象外としてしまいますと、今後執行部側がこれは軽易な変更であると安易に自己判断してしまう懸念が生じてしまうものだと思います。軽易な変更該当するかの最終的な判断は、あくまで議会側がするものと考えました。

頻繁にこのケースはないと想定されますが、仮に今回と同様な事案で執行部から相談があった際には、一律にルール化するのではなくて、都度、この議会運営委員会において判断を仰ぐ形とさせていただきたいと考えております。

少し長くなりましたが、私からの説明は以上になります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○森本委員長 説明が終わりました。

確認したい点や、あるいは質疑等はございますか。

まず、これが軽易な変更なのかということもあるかとは思いますが。

何か質疑ございますか。確認しておきたいこと、  
取扱い、皆さんに諮る前に、確認したいことが  
あれば。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 それでは、質疑がないようですので、  
取扱いについてお伺いいたします。

今回の那須塩原市国土強靱化地域計画の改訂に  
ついて、どのように取り扱うか御意見を伺います。

軽易なものと判断して、報告として認めるか、  
議決案件として取り扱うということなんでしょうけ  
ども。

いかがでしょうか、御意見をいただけるとあり  
がたいんですけれども。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 今回の変更は、何だっけ、もう一回  
ちょっと詳しく言ったほうが分かるんですけれど  
も。

そこが軽易かどうかという部分の判断、どうい  
う理由で軽易なのかという部分をもう一度、事務  
局に説明をお願いします。

係長。

○石田議事調査係長 黄色で着色された部分、こち  
ら計画の別紙というようにところに記載すること  
によりまして、補助金を受けるための条件になる  
というような形なんです。危機管理課のほうでは  
この計画の本則の中身が変わるわけではないと、  
中身の条文等が変わるわけではなくて、こちらの  
別紙の中身を追加する、追記するという、あくま  
でその内容だけで、補助金をもらうための条件に  
なるという。

かつ、この計画の所管課が危機管理課であるん  
ですが、実際の補助金の対象等を管理するところ  
は教育委員会ですので、デジタル推進課とか、担  
当課が違うんですけれども、なのでそのような理

由から。

○森本委員長 報告でいいんじゃないかと。

○石田議事調査係長 はい、そのようなことで。

○森本委員長 三島中学校の改修とか、あとデジタ  
ル化というのを、ネットワーク関係の補修とか、  
そういうものに対する補助金がここに載せてない  
と、もらえないから載せるという話でしたっけ。

○石田議事調査係長 さようでございます。

○森本委員長 だから、載せなきゃしょうがないん  
ですけれども、それらが簡易なものかどうかとい  
う話なんですけれども。

○相馬委員 ちょっと、意見を言っていーか。

○森本委員長 相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 先ほどの資料で、黄色に染まっている  
部分、これが追加されるということで、白い部分  
はもう計画に入っているということですか。

○森本委員長 係長、いいですか。

○石田議事調査係長 そのような認識で。

○相馬委員 じゃ、こっちはもうその国土強靱化地  
域計画に入っている内容で、三島中学校のほうま  
ではもう入っていますよと、それ以下の部分につ  
いて、もう一回、別表か何かのそこに追加する  
ということだというあれですね。

○石田議事調査係長 はい。

○相馬委員 分かりました。

○森本委員長 補助金を行う事業はこれからこれだ  
け追加されて、令和8年から9年とか、9年から  
10年とか載っていたんですけれども、その事業を  
行うに当たって、国から補助金をもらうに当たっ  
て、この計画の中にこの項目を入れなければいけ  
ないんで入れさせてくださいという、それに対し  
て補助金をもらうためにはここに載せなきゃいけ  
ないんで、この別表のところだけ追加させてくだ  
さいというものが軽易な変更なのか、それとも議  
決案件なのかという部分をここで議論してくださ

いということです。

林委員。

○林委員 これは、正副委員長が議長室で説明を受けたときに、前倒しで整備を進めていくという話があったので、こういったふうになるということなんですかね。

○森本委員長 それとはまた別。

○林委員 それとはまた別なんだ。

○森本委員長 林委員。

○林委員 この「議決対象にならない計画のうち以下の計画の説明は不要となる」の中に、「国の補助金を受けるため必要な計画策定または変更」とあるので、その都度、この議会運営委員会の中で話し合うことでよいものとされるのであればよいのではないかと思います。

○森本委員長 報告ね。

○林委員 はい。

○森本委員長 報告でいいのではないかという、今回のこの案件、計画全部、これから今後、議決案件じゃなくするんじゃなくて、軽易なものであるかどうかは議運で判断するとした上で、今回は報告でよろしいんじゃないでしょうかという御意見ですね。

○林委員 はい。

○森本委員長 そのほか御意見ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、その他のほかに御意見がないので、今回の那須塩原市国土強靱化地域計画の改訂については、議決の対象外することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、次第(5)会派代表質問における「一括質問一括答弁方式」の試行的導入についてに入ります。

内容について事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○石田議事調査係長 それでは、会派代表質問における「一括質問一括答弁方式」の試行的導入について説明させていただきたいと思います。

初めに、導入の経緯というところなんですが、こちら会派代表者会議におきまして、代表質問の重要性を明確にし、一般質問との差別化を図ったほうがいいのではないかと、そのためには一括質問一括答弁方式の導入を検討したらどうかとの意見があったことから、ちょっと試行的導入について検討したいものと思います。

執行部から説明に入る前に、一括質問一括答弁方式というものがどのようなものなのか、イメージをちょっと広げさせていただきたいと思いますので、実際に宇都宮市議会のほうの質問の様子をちょっと映像で御覧いただきたいと思います。

○森本委員長 全部は無理です。1時間ぐらいになっちゃうので、どの辺、部分的にイメージして。部分的にイメージを見たいと思います。

〔映像の確認〕

○石田議事調査係長 イメージのほうは今見ていただいたので何となくは分かったかなと思いますので、資料の続きのほうを説明させていただきます。

2の一括質問一括答弁方式の特徴といたしまして、①全ての項目を一括して質問し、執行部から一括して答弁を求める質問の方式と、その名のとおりなんですけれども、こちらにつきましては法令等の根拠は全くございません。

②のメリットといたしまして、市政の大きなビジョンを問う代表質問や複数の部署にまたがる複雑なテーマ等を体系的に問う場合に有効、持ち時

間の時間配分が計画どおりに進めやすいという点がメリットとしては考えられるかなと思います。

続きまして、③のデメリットといたしまして、質問から答弁までの時間があるため、傍聴者から、もしくは中継ですね、見ている方とか、今どの質問を行っているのかとか分かりづらい点というのが考えられます。

続きまして、3の他自治体における導入事例でございます。こちら4つほど市議会を挙げさせていただきます。

長崎市議会以外、位置づけといたしましては、市長により発表される市政方針だとか、市長就任後に行われる所信表明に対する質問として行われているようです。

質問できる議員といたしましては、会派代表者というような形になります。

質問できる時期というのも、こちらの3つの議会に関しては主に3月定例会というふうに定めております。

質問の仕方としましては、こちら、議会側と一括質問一括答弁と。

長崎市議会につきましては、位置づけと質問できる時期、質問できる議員としては定めがありません。選択制になっております。一括質問一括答弁方式、または一問一答方式かを選択制としております。

下の米印なんですけれども、長崎市議会におきましては、最初の質問は……ごめんなさい、これは包括質問と書いてあるんですけれども、一括で質問を行って、再質問から一問一答方式というのを行っております。これを長崎市議会では一括質問一括答弁方式と定めておりまして、今現在的那須塩原市議会の質問のやり方に近いというように思われます。

長崎市議会で一問一答方式というのは、本当に、

1つ質問して、1つ答弁、うちの再質問からの一問一答方式というように呼んでおります。

続きまして、5番、次のページにいただきまして、運用のルール案ということなんですが、あくまで案になりますんで。

(1)選択制の採用。

一括質問一括答弁方式と一問一答方式、今までと同じ方法、こちらを選択可能とする。

(2)具体的な方法といたしまして、例なんですけど、3つの大項目がある場合の流れで、①3つの大項目をまとめて質問、そして②3つの大項目を執行部がまとめて答弁。③答弁を受けて意見や要望を議員が少し述べる。基本的に再質問はなしと。

(3)執行部との調整。

議員と執行部間での綿密な調整が必要かなと思われれます。

②議場での発言原稿、こちらを読み上げる、こちらの執行部への事前提供、もしくは反対に執行部からいただいたり、このようなことが必須だなというふうに思われれます。

続きまして、6番のスケジュール案なんですけど、本日、議会運営委員会にて協議ということで、これにつきましては、こちらに記載のあるとおりに、順調にいけば12月定例会議から試行的運用ができるのかなとは考えております。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いします。

**○森本委員長** 説明が終わりました。確認したい点や質疑などございますか。

これは会派代表者会議に限ってということになっています。

執行部にも、もし試行的にやるにおいては伝えて、了解をしていただかなければいけないかなと。

ほかに何か、質疑とか御意見とかあれば、いかがですか。

〔「そのとおり、結構です」と言う人あり〕

○森本委員長 中村委員、何か御意見あれば。

○中村委員 私も代表者会議の中で、一括方式を提言させていただきまして、それで9月の代表質問をやめて、12月にこれが通りましたらやらせていただくということで、代表質問は12月に延ばした経緯がございますので、しっかりと皆さんの意見を聞いて、そのような方向で決まれば、代表質問をさせていただきたいと思っております。

○森本委員長 小島委員も代表ですんで、もし御意見あれば。

○小島委員 長崎市が選択制ということで、やりたい方はやるというのは、それは私は否定をしません。

ですから、代表で、どういうスタンスでやるかということで、早いうちから調整して、再質問をなくすという中身までやるとなると、なかなか再質問はどうしてもしたくなっちゃうところがありますから、そういう面では、再質問なしでいくというのもやり方としては別に否定はしませんけれども、ちょっと私は厳しいなと思って。

○森本委員長 使いにくいかなって。

○小島委員 これまでのどおりでいくんじゃないかなと思っています。

○森本委員長 選択制であればということね。

○小島委員 選択制であれば。

全員がやると言われると反対します。

○齊藤議長 でも、これまさに原稿が長いから一括タイプなんだよ。

○小島委員 いや、それでも。

○齊藤議長 金子さんも一括にしてもらいたいぐらいなんだよ。

〔発言する人あり〕

○星野委員 これ、導入をすることは僕もいいと思

って、実際に前回の話にあったように、代表質問に、正直言って、会派でみんなで集まってこういう質問しようかな、こういう質問どうだって、全く正直そんなにはやっていないと思ったんですよ。

でも、今を見ると、こういう項目の中で、自分の一般質問、本当はこのぐらいで、自分は時間がないから、ぜひ代表にこの部分について聞いてくれないかと、こういう感じでという、それこそ本当に代表質問に会派として考えながら、こういう点をどうだというふうに、これはいいかなと思います。

確かに時間調整は大変だと思うんです、これは。何問によって、どういうふうな文面にやって、答弁どおりに返ってきて、70分で収めるという、その時間の調整は大変だなと思うんですけれども、この方式はいいかなとは思いますが。

再質問がなければね、再質問がなければ。

○森本委員長 そこで再質問したら終わらなくなっちゃう。

○星野委員 終わらなくなっちゃうから。

○森本委員長 田村代表としてはいかがですか。

○田村副委員長 自分は、実際現実的に考えたときに、やっぱり3月の議会でやるケースが想定されるんだけど、その場合もし仮に4会派が全部じゃこれにしますと言ったときに、さっき3項目とあったけれども、現実的には3項目以上あると思うんですよ、一括にした場合に。宇都宮はさっき10ぐらいあったけれども。

そうしたときに、相当これはバッティングというか、似たような質問が朝から出ますので、ちょっとそこも俺も思うんです。その辺はどうなのかというは感じます。

○森本委員長 検討は必要かもしれないですね、これ。

でも、一問一答でもかぶるときはかぶるんです

よね、実際に。一問一答でもかぶるときはかぶるというのはあるけれども。

○小島委員 かぶり方が少ない、一問一答でやると、それこそかぶらない。

○齊藤議長 かぶるんですけれども、調整しろといってやっていただけれども、それに乗っからない代表者さんがいると同じことをやってくる。

だから、予算を田村さんがやるんだったら、じゃ、うちの方針ねというふうにやって、方針もちょっと聞きたいところあるのだけ調整して、そこをうまくやるというふうに代表はこうした。しようがないんですよ、少ない人数のが後からだから。1番上が何をやるかをやって調整をしてみたんですよ、ちゃんと。それを、順番的にやり出した。その前はぐちゃぐちゃで、みんなして同じようなことを聞いちゃってという話で。

〔「会派が、いつもね」と言う人あり〕

○齊藤議長 そうなんです。

○中村委員 会派も4つぐらい、小さいから、少ないから、調整は利く可能性は強いんだね。

○森本委員長 代表同士で話し合って、答弁もらえばいいわけだから、そういうことを考えれば結局最大会派のほうに気を遣っていただいて。

○森本委員長 代表者間の会議もあってもいいかもしれないです。

○齊藤議長 そもそも、だって一問一答じゃないので、予算についても大きく聞かなきゃいけないんですよ。だから技術力が必要なんです。一問一答だったら好きなこと聞けますけれども。

〔「そりゃそうだね」と言う人あり〕

○齊藤議長 だから、予算の配分についての全体的な考えを聞くのが代表者であって、今年の予算の3億円はどう思っているんですかみたいな、そういうのは代表質問じゃないということですから、本来は。

なのに、みんな代表質問を一般質問みたいにやっちゃうからおかしいんじゃないですかという中で、じゃ、一括にしよう、代表らしくしようというのが今回の趣旨なので、やりやすいかやりづらいかではないんです。

○小島委員 ただ、抽象的になっちゃって、何を聞いているのか何を答えているのか……。

○齊藤議長 いや、代表はそんなものですよ。再質問するとそうなんです。

○森本委員長 再質問をすると私が出ちゃうんです。会派の代表質問じゃなくて私が出ちゃって、いわゆる会派の意見じゃなくて、私の意見になっちゃうという。

○中村委員 裏返れば、政党の質問と同じで、与党に対して野党が代表質問するでしょう。それと同じで大きなもので質問するわけですから。市の委員会でそういうのは困るわけや。

〔「市の方向性とか」と言う人あり〕

○田村副委員長 さっきの宇都宮は同じ日にほかの会派もやっているのか。

○齊藤議長 あれは一般質問です、あれは。一般も一括しているんです。代表ではないです。

○田村副委員長 なるほど。

〔「なかなか難しい」と言う人あり〕

○齊藤議長 代表か。

○森本委員長 係長。

○石田議事調査係長 ちなみに、宇都宮市のほうでは、今現在は一問一答方式のみで、令和5年にやめたんです。ちょっと会派の人数によっての何か時間配分みたいなのを行いまして、一問一答になった。

決して一括質問、これが消極的な理由からやめたわけではないということは確認しております。

○齊藤議長 掛ける人数のやつね。

○石田議事調査係長 そうです。

○中村委員 会派の人数で割ったよね、だからすごく差別しているのよ。

〔「うちは平等だね」と言う人あり〕

○中村委員 うちはみんな平等で時間割りしているけれども、会派の大きいところは何十時間ってやっている。

○齊藤議長 分けますか、この人数で。持っている時間を、3時間というのを分けていくんです。だから、同じ会派でも15分の人もいるということでしょう。全員が60分じゃないですから。

〔「それはもう国と同じ」と言う人あり〕

○齊藤議長 国会のように。

〔「時間短い人は短くやってくれという話」〕と云う人あり〕

○小島委員 傾斜配分なんだよ。議員数ではないんですよ、傾斜配分なんです。ある程度のあれがあつて。

○森本委員長 議事録が困るから、一応手を挙げて。

○小島委員 傾斜で、人数ではない。

○森本委員長 平山委員。

○平山委員 一応試行的にちょっとやってみるということでありまして、代表質問と一般質問というのは、やっぱり私は分けるべきだなと思います。代表質問というのは、やっぱりどっちかという市の大きな全体像とか、そういうのをやって、どうなっているんだと、その中で会派のというのがあるんだし、中でもこの問題はどうかというの是一般質問で、お互いに話し合っ、勝手に自分が好きなやつだけやるというよりは、そうやっていったほうが議会の一体として、執行部にも、何だあちこち出て、何だっていうよりもまとまっているんじゃないか。

そういったことで、例の政策検討会議をつくったり、そうでしょう、委員会でやったり、だからうちも要望しているんじゃないですか。

政策検討会議も実際にやっているようだけれども、変わらないんだもの、それも有効活用するとそういう形になってくるんじゃないかなと思うから、その辺もやっぱり執行部だって同じような質問がかぶるということで、代表者会議をやっているんだから、代表質問はお互い、こういうのは手柄とかそういうのじゃないので、しっかりとそうやってもらえばありがたいなと思います。

手順を踏んでせっかくやるんだから。中途半端にしないで。

○森本委員長 ありがとうございます。

○齊藤議長 この件、1個いいですか。

○森本委員長 議長。

○齊藤議長 事務局に、僕は平気で言っているんですけども、テロップをあれだけしゃべっている時間で、11問はさすがにうちの議会はないと思うんですけども。

〔「分かんねえな」と言う人あり〕

○齊藤議長 11問やるかもしれないんですけども、あの時間で、しゃべっている時間であれば変えられるんだね、一般質問だってタイトル変えているんだから。ただ11個打って、左上に。

那須塩原のネット配信のときには質問の項目が出るので、すごく分かりやすいんです。さっきの宇都宮だって、本当に見ていないと何の質問をしているか分からないけれども、那須塩原は上に保育についてと書いてあると、それを今一括で読み上げているんだなというから優しいんですよ。

だから技術的にどうなんですかというのを聞きたい。

○森本委員長 係長。

○石田議事調査係長 技術的には可能かと。

○齊藤議長 大変だけれども。

○石田議事調査係長 はい。大変です。

○森本委員長 うちは答弁のときも出しているよね、

一括だと。

○齊藤議長 本当はやってほしいんで。

○森本委員長 答弁のときも。

○齊藤議長 ちょっと入れ替わるけれども。

○石田議事調査係長 やろうと思えばできると思います。

カメラ担当が大変ですけども。

○森本委員長 ということです。

ほかにございますか。

御意見ございませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ほかになければ、ただいまの質疑のとおり、試行的導入に向けて進めていくことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議ないようですので、そのように進めてまいります。

次に、次第6、議員研修のアンケート結果についてに入ります。

こちら私のほうから報告をさせていただきます。

先日、黒磯公民館で実施しました決算審査に関する議員研修会の受講者アンケートの結果が出ましたので御報告いたします。

今回のアンケートには23名の議員から回答をいただきました。

まず、研修の全体の満足度ですが、5段階評価で5が15名、65.2%、4が4名、17.4%で、4以上を合わせますと83%になりました。

また、決算審査を次年度予算に連結させる考え方、手法を理解できたかという質問についても、5が13名、4は6名で、4以上は約83%となっており、研修内容についてはおおむね高い評価をいただいております。

特に参考になった内容として、成果の捉え方、アウトプット、アウトカム、K P Iなどが73.9%

で最も多く、次いで、「他自治体の主な施策の成果説明書の事例」が56.5%、「次年度予算への連結」が47.8%となっています。

つまり、単に予算どおり執行されたかを見るだけではなく、その事業によって何が変わったか、そしてその評価を次の予算にどうつなげるかという考え方が多くの議員にとって特に有益だったものと考えています。

一方、今後の決算審査で取り組みたいことについては、「市政報告書に主要な施策の成果説明を求める」が60.9%、「決算審査の結果を提言書として市長へ通知する」が48.8%となっています。また、「事業の成果（アウトカム）、成果指標の設定について質問する」が39.1%となっています。

自由記述では、「市政報告書の記載内容の充実」、「アウトカムを明記すべき決算書や、当初予算と補正予算を併記してほしい」、「決算審査特別委員会の在り方」、「審査日程」、「決算審査の結果を予算審査につなげる仕組み」など、具体的な改善提案も寄せられています。

今回の研修を一過性の研修にするのではなく、決算審査の質を高め、決算で確認したことを次の予算審査や政策提言につなげるために、議会としてどのような仕組みをつくっていくかは今後の課題だと考えています。

以上、アンケートの結果の報告といたします。

ただいまの説明に対し、委員の皆さんから御意見ございましたら、いかがでしょうか。

○小島委員 なかなか大変なのは、今度、決算書でアウトカムまで執行部のほうで入れるとなかなか大変なんで、そこをどういう形でクリアしていくかというのは一番大事だと思っています。

○森本委員長 そうですね、これからの課題ですね。

○小島委員 課題ですね。

○森本委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 なければ、ただいまの説明のとおり、9月の全協において同様に報告をいたします。

次に、次第7、その他に入ります。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 事務局から何かございますか。

○齊藤議長 委員じゃないですけども、いいんですか。

○森本委員長 面白いですね。

○齊藤議長 今回、月曜日に、頭がまだリフレッシュした状態で議案質疑をするので、ここにいる皆さんを含め、議案質疑を活発にやっていただきたいというお願いでございます。

なので、今、森本委員長が言ってくれた決算の質疑に関しては、聞き方でござい、効果でございをしっかりと入れた決算質疑を、できれば通告で大変なんですけれども、やっていただきたいというのを皆さんに知らしめたいので、まずはこの議運の皆さんが率先して、剛さんはできませんけれども、それ以外の方々はぜひ一般質問のみならず、議案質疑もしっかりと取り組んでいただきたいというのをちょっとお願いしたくて発言させていただきました。

よろしくお願いいたします。

○森本委員長 それでは、御参加の会派に戻られたら、会派内でもそういうようなことを伝えていただいて、議員全員の闊達な議案質疑ができるように。

○齊藤議長 せっかく勉強したので。

○森本委員長 していきましょう。よろしくお願いいたします。

すごく前向きなアンケート結果が出ていますので、皆さんそのつもりは、決算審査についてやるということだと思いますんで。

○森本委員長 もうそれだけ皆さんが積極的になっていたということですね。

そういう議案質疑をお願いしたいなというふうに思います。

○田村副委員長 ちょっといいかな。

○森本委員長 どうぞ、副委員長。

○田村副委員長 執行計画書はいつ開示されるのだろうか。

○齊藤議長 今、ここに貼ってあります。

○田村副委員長 市政報告書。

○齊藤議長 今、貼ってあります。

○田村副委員長 もう載っているか。

○齊藤議長 もう入っています。

〔「まだまだ先」と言う人あり〕

○齊藤議長 今日開示ですから。これ終わったら開示。

○森本委員長 これが今度、定例会のフォルダに入るのがこの後です。議運のフォルダにも入っています。

○田村副委員長 分かりました。

○森本委員長 ほか、委員から何かございますか。  
相馬委員。

○相馬委員 先ほど議長もお話があったんですが、以前も監査委員が議場から退場をしているんですけども、どういう理由であれがずっと退場されているのか分からないのと、議場にいてはまずいのかどうなのかもあると思うんです。

○森本委員長 委員会のときは発言しなきゃいいんだよね。委員会で発言しなきゃいいんです。

〔「退場する必要はない」と言う人あり〕

○森本委員長 どうなんですか、何かルールづけて、そういう何かありますか。

○中村委員 参加メンバーじゃないから退席してくださいというだけ。

○相馬委員 決算審査の委員ではないからという。

○中村委員 委員じゃないから退席をしている。だから私はここにいます、聞いています、傍聴しますと言えばいいんです。

○森本委員長 傍聴してもいいんだ。

○中村委員 傍聴はしてもいいの。

○相馬委員 ああ、そういう。

○森本委員長 係長。

○石田議事調査係長 確認させていただきます。

○森本委員長 まだ分からないですね、これは傍聴できるかどうか分からない。

○中村委員 私は何回も傍聴したことがあります。

○齊藤議長 本当は前に座ってもらいたいです。議選監査委員つつて。それをまだやっていないから。

○相馬委員 代表監査委員は何で出ていくのと言われて、いや、分からないですと言って、取りあえずこっちに座っていたらと言われてたりもしたんですけれども。

○齊藤議長 本当は議選監査委員も前に座るぐらいにしたほうがいいですよ。求められたときにやっぱり答える側にいるという話ですね、それが本来であれば。

○森本委員長 それは、今後執行部との協議が必要でしょうけれども。

でも、もし傍聴していていいというんだったら座っていても構わないというケースもあるでしょうし。

○相馬委員 傍聴席へということですよ。

○中村委員 個人の考えですけれども、座り心地がよければ自席でお願いできますかというのは、事前に委員会に話しておけば。

○森本委員長 例えば、中村委員はそのとき自席でしたか。

○中村委員 だけれども、大体退場していたね、退席していたね。

○齊藤議長 除席とは言わない。

○相馬委員 委員ではないということ。

○中村委員 委員じゃないから傍聴はできます。

○森本委員長 議会の会議は基本公開で、傍聴オーケーになっているはずだから、基本見ちゃいけないということはないはず、発言しなければ。

○相馬委員 傍聴席にいればいいということか。

○森本委員長 傍聴席には間違いありません。

○齊藤議長 自席から隣の一番端っこの標柱がないところに座っているんだよ。

○相馬委員 議員側じゃまずいんだよ、結局は。だからもし中にいるとすれば傍聴席、執行部側にいる。

○齊藤議長 発言は議長が止めるんだから、いきなり監査委員が話をしたら黙れと言えいいだけだよ。

議決も対象じゃないし、決算審査特別委員会のメンバーでもないということだよ。

○森本委員長 そう。

○齊藤議長 常任委員会で予算だけやったらもう不要だから出てくださいと言われるんだよ。

だから、いつも先に監査をやっている人が何をやっているんですかと言ったら、いや、今決算中なんだといって入れないわけじゃないですか。

なので、別に入ってもいいんだけど、発言はできないよというような。

○森本委員長 ちょっと、事務局がルー的なことを確認しておいてもらっていいですか。

○石田議事調査係長 はい。

○齊藤議長 何か言われるとかはないと思うんだけど。

○森本委員長 多分傍聴自体は頼みづらいと思うけれども、自席にいていいかどうかとか。

○齊藤議長 委員会は自席と言うのか、あそこは自席じゃない、委員会、自由に座っているから。

○森本委員長 でも一応、ここに立っているんですから。

じゃ、ほかに、よろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○森本委員長 じゃ、事務局でちょっとそのルールなどを確認しておくということで。

そのほか委員から何かございますか。

○齊藤議長 だから、今日、監査委員が今しゃべってもらえれば、1フレーズぐらい読ませてとも言えばいいんだよ。せっかく選任されて。

○森本委員長 それは議会改革で今後変えないといけないですね。

○齊藤議長 そう、一緒にハモって読むとか。

○森本委員長 ハモって読むのは。

分かりました。

事務局から何かございますか。

○石田議事調査係長 ございません。

○森本委員長 はい、ないですね。

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○森本委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時24分